

区 分	総 数			県 内			県 外				
	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
A 進学希望者の内訳	大学学部	国 立	3,093	2,124	969	1,002	532	470	2,091	1,592	499
		公 立	164	110	54	64	47	17	100	63	37
		私 立	3,257	2,383	874	303	264	39	2,954	2,119	835
	短期大学 本 科	国 立	73	13	60	10	9	1	63	4	59
		公 立	257	21	236	161	17	144	96	4	92
		私 立	2,103	47	2,056	1,108	22	1,086	995	25	970
	通 信 教 育 部	—	—	—	…	…	…	—	—	—	
	大学・短期大学の別科	—	—	—	…	…	…	—	—	—	
	高等 学校 専 攻 科	95	12	83	94	11	83	1	1	—	
盲・聾・養護学校 高等部 専 攻 科	2	—	2	2	—	2	—	—	—		
進 学 希 望 率(%)	32.8	34.5	31.2	…	…	…	…	…	…		
就 職 希 望 率(%)	55.4	55.0	55.7	…	…	…	…	…	…		

## 第7節 教職員の給与

昭和60年度の教職員の給与と改定の内容は、県人事委員会の給与勧告にかんがみ、昭和60年12月定例県議会に給与条例の改正が提案され、議決・成立したものであり、その概要は、次のとおりである。

### 1 給与と改定の概要・昭和60年12月県議会で議決された給与と改定

県人事委員会は、昭和60年10月15日知事等に対して「職員の給与について」勧告と意見の申し出を行った。

知事は、この勧告等を受けて、12月定例県議会に給与条例の一部を改正する条例を提案し、これが議決され、昭和60年7月1日に遡及適用（ただし、宿日直手当については昭和61年4月1日適用）された。これが改正概要は、次のとおりである。

#### (1) 給与の改善率

給与の改善率は、おおむね5.24%である。

#### (2) 給料表の改正

職務の等級が職務の級に改められ、最も下位の級を1級として職務の級の序列が編成し直されたこととともに、行政職（事務職）給料表について、8等級制から11級制に改められ、併せて他の給料表についても所要の整備が行われた。

#### (3) 諸手当の改正

##### ① 初任給調整手当

医師に支給される当該手当の支給限度額が、230,000円（旧 217,600円）に改められた。

##### ② 扶養手当

当該手当の月額が、次のように改められた。

ア 配偶者 14,000円（旧13,200円）

イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで各1人について 4,500円（旧4,200円）

ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人について 9,500円（旧8,900円）

※ 職員が児童手当法の規定による児童手当の支給を受ける場合の扶養手当の月額は、2,500円の児童手当額が支給対象となる扶養親族については、500円を、5,000円の児童手当額が支給対象となる扶養親族については、1,000円をそれぞれ減じた額とする。（61.6.1適用）

##### ③ 住居手当

家賃、間代等を支払っている職員に対する手当の月額が、次のように改められた。

家賃相当額が、15,500円を超える場合の2分の1加算限度額を、6,500円（旧6,200円）とする。これに伴い、最高支給限度額を15,000円（旧14,700円）とする。

##### ④ 通勤手当

当該手当の月額が、次のように改められた。

##### ア 交通機関利用者

運賃相当額の全額支給限度額を、22,000円（旧20,300円）、22,000円を超える額の2分の1加算限度額を、8,400円（旧8,100円）とする。これに伴い、最高支給限度額を、30,400円（旧28,400円）とする。

##### イ 自転車等使用者

片道の通勤距離が50キロメートル以上について、30,400円（旧28,400円）とする。

##### ⑤ 宿日直手当

勤務1回につき、3,100円（旧3,000円）に改められた。

#### (4) 適用期日等

上記改定事項は、昭和60年7月1日に遡及適用（ただし、⑤については、昭和61年4月1日適用）され、差額は昭和60年12月26日に支給された。